

## 令和8年第4回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年4月6日（月）  
午前9時30分から午前10時10分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 小野 祐  | 2番 宮崎 志武 |
| 3番 錦戸 一郎 | 4番 戸北 優  |
| 5番 田嶋 郁美 | 7番 高道 修二 |

4. 本日の欠席委員（1名） 6番 道田 正弘

5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4. 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5. 議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第6. 議案第31号 非農地判断について
- 日程第7. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 田尻 悟 局長補佐 平野雅章 主事 松田碧斗

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 定刻となりましたので、只今から令和8年第4回の農業委員会総会を開会致します。<br>まずは、高道会長からご挨拶をお願い致します。 |
|-----|--|

高道会長

皆さん、おはようございます。

私たち農業委員会も一年がやっと過ぎまして、皆様も心配をしながら、あちこちお尋ねをしながら活動していただいて、ありがとうございます。

また、新たな一年がスタートします。今の3月から4月の行事で、入学や退職であったり、入所であったり、いろいろ人生の節目の時期でございます。

私たちも気を引き締めていきたいと思えます。

役場の人事異動についても、先ほど紹介がありましたように、二人の方が去られて、新たに二人の方が着任していただいたということで、お互い意見を出し合いながら、共存しながら、まず一年間を大過なく過ごせていければいいかなと思っています。

本日も限られた時間ですけれども、最後までよろしく願います。お世話になります。

事務局

ありがとうございました。

本日は道田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は高道会長に願います。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の小野委員さんと2番の宮崎委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、平野氏、松田氏を指名致します。

続きまして、日程第2、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

2ページをお開きください。日程第2、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和8年4月6日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

今回、1件の申請がっておりますのでご審議をお願いします。

3ページをお開きください。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、4ページに記載のとおり、苓北町志岐の田18筆、面積は合計13,594㎡、畑10筆、合計6,861㎡です。

権利の種類は、貸借による貸借計画の設定のためです。申請理由は、経営規模の拡大のためで、後継者への経営移譲も含んでおります。

場所については、5ページから12ページに図示しておりますが、場所は、志岐平野一帯にある貸渡人が所有する全ての農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。

議長

小野委員。

小野委員

4月1日に、申請人の方と事務局の方と現地確認をしてきました。現場はカボチャやレタス、飼料用稲を作られておりまして、管理もされておりましたので、何も問題ないことを確認してきました。以上です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

続きまして、日程第3、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、13ページをお開きください。日程第3、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和8年4月6日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

14ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は433㎡です。

転用の目的は、個人住宅の建築及び駐車場等の整備を行うためです。

転用しようとする理由の詳細は申請人は、現在熊本市内に居住しているが、仕事の都合で苓北町に戻ることとなり、住宅を新築するにあたり自己所有の農地が転用地として必要であるとのこととです。

申請地は、15ページ、16ページに図示しておりますが、場所は、志岐の釜公民館向かいの農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、水道・下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道沿いかつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の役場、支援学校があるという理由から、第3種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。

議 長

小野委員。

小野委員

3月31日に申請人の代理人さんと事務局と3人で現地確認をしました。

申請人さんは現在、熊本市内で仕事をされており異動のため苓北に家を建てたいということです。

現場は申請人さんの実家の隣というか、前というか、今は空き地になっており、雨水等の排水や下水等も今使用されているところにつながる感じで、周辺農地に影響がないことを確認してきました。以上です。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第28号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、17ページをお開きください。日程第4、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和8年4月6日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

18ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町都呂々の畑4筆、面積は合計521㎡です。

転用の目的は、建設資材及び建設重機置場の整備を行うためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は譲受人は、建設業を営んでおり、当該農地は事務所の隣接地で利便性もあるため、資材等の置場として活用するために申請地が必要であるとのことです。

申請地は、19ページ、20ページに図示しておりますが、場所は、都呂々上地区にあります譲受人の建設事務所の裏手にある農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

事務局

はい。

議長

事務局。

事務局

本日、道田委員が欠席でございますので、事務局で道田委員からの現地報告をさせていただきます。

3月30日に前事務局の高見氏と申請人、道田委員の立会いのもと現地確認を行いました。

申請地は、宅地周辺であるものの何年も耕作をされておらず、雑木や竹が生い茂り直ちに耕作できるような状態ではありませんでした。

申請地の転用については、申請人が土木会社を営んでいることから、工事関連資材置き場や駐車場に転用する予定とのことです。

周辺農地の営農条件への影響は、申請地から排水路も確保されており問題もなく、資材置き場等とすることに何ら問題ないことを確認しましたということでございます。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第29号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第5、議案第30号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

なお、この案件につきましては、田嶋委員の親族が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(田嶋委員退席)

事務局

21ページをお開きください。日程第5、議案第30号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和8年4月6日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

22ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の新規が1件、詳細は畑1筆 435㎡。また、5年以上の新規が1件、詳細は田1筆 802㎡、畑5筆 合計2,689㎡です。明細は23ページから25ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。以上です

最後に所有権移転が1件、田1筆 539㎡です。明細は18ページに記載しています。

いずれも、所有権の移転を受ける者、所有権を移転する土地、所有権を移転する者、移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりですので、利用権設定と併せてご審議をお願いします。

なお、今回の所有権移転に関しては、令和7年12月総会において審議いただいた農地に関して、今回は農業公社から農地購入者への所有権移転であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第30号は原案どおり認定することに致します。

田嶋委員、入室ください。

(田嶋委員入室)

続きまして、日程第6. 議案第31号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。27ページをお開きください。日程第6、議案第31号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断について附議する。

令和8年4月6日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

この判断は農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかの判断について審議していただくものです。今回個人申請がっておりますのでご審議をお願いします。

今回、1件の個人申請と農地利用最適化推進委員によります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された富岡地区の農地の非農地判断についてご審議いただきたいと思ひます。

なお、個人申請と富岡地区の非農地判断については、申請地との隣接、またはその周辺の農地となっておりますので一括してご審議いただきたいと思ひます。

28ページをお開きください。

富岡の農地1件について個人申請があったため、令和8年3月27日に高道会長及び前事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては29ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては30ページ、31ページに図示しております。場所は、富岡尾越公民館裏手にある農地になります。

次に、利用状況調査結果に基づきB分類と判断された富岡地区の農地の非農地判断について説明します。

32ページをお開きください。

現況調査票にあります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された富岡地区の農地12件です。先ほどと同じく令和8年3月27日に高道会長及び前事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては32ページに記載をしております。

位置図及び詳細図につきましては33ページから36ページに図示しております。場所は、先ほどの富岡尾越公民館裏手周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

場所は、今説明があったように、尾越公民館の裏手です。以前はジャガイモだったり豆類を、昭和時代は栽培されて、富岡地区の農業の一環として活用されていたわけですが、ご覧のように、皆さんご存じのように、後継者不足ということで放棄された状態でした。ほとんどが、私たちが言うニガマ竹という竹が繁茂しておりまして、手の付けようがない状態になっておりました。個人施設整備の物件と併せて近辺の農地もこの対象として判断いたしましたので、ご審議をしていただきたいと思います。

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地改良について
2. 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
3. 農業委員・最適化推進委員の合同会議の日程について
4. 懇親会の開催について

次回、令和8年第5回総会は、令和8年5月7日（木）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和8年第4回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時10分

会長

署名委員

署名委員